

第 5 期（平成 24～26 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる検討課題
「地域密着型サービス拠点の整備促進」

【目標】

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、24 時間体制で支える拠点を整備促進します。

【施策の方向性】

平成 18 年に創設された地域密着型サービスについては、第 3 期、第 4 期と日常生活圏域ごとのサービス利用見込み量から、圏域ごとにサービス事業所の整備数を定め、公募により整備を進めてきました。

それにより、一定程度の整備は進んできましたが、サービス種類によっては計画通り整備が進んでいません。

第 5 期においても、地域バランスを考慮しながらサービス利用見込み量に基づき公募による整備促進を図ります。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス提供見込量の確保のため、介護保険法の改正で導入された居宅サービス指定についての東京都知事との協議制の活用を検討します。

【事業ごとの方向性と課題】**(1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）**

広域型（定員 30 人以上）に比して安定的な経営が困難と言われており、平成 18 年から公募を行っていますが、応募がありません。このため、広域型特別養護老人ホームの整備を基本とします。特別養護老人ホームの待機者が多いところから地域密着型介護老人福祉施設の整備について相談があった場合には積極的に対応します。

(2) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

平成 23 年度末には 28 か所（定員 465 名）になる見込みです。

認知症症状を有するものの、身体機能がそれほど低下していない高齢者の生活拠点として開設後 3 か月程度でほぼ定員が満たされるなど高いニーズがあることから、引き続き整備促進を図ります。

なお、整備については、小規模多機能型居宅介護との併設を基本とします。

(3) 小規模多機能型居宅介護

平成 23 年度末には 12 か所（登録定員 300 名）になる見込みです。

高齢者基礎調査において、高齢者、これから高齢期を迎える方の双方において、5 割近くの方が「自宅で介護サービスを利用しながら暮らしたい」と希望されており、介護施設の利用を

希望される方は1割程度です。小規模多機能型居宅介護は、認知症を有する方など、住み慣れた地域で在宅生活を継続したい高齢者に対して、必要なサービスを柔軟に提供できることから、潜在的ニーズは高いと考えています。

居宅介護支援事業所の39.8%が小規模多機能型居宅介護事業所の整備の必要性を感じているものの、33.3%が「小規模多機能型居宅介護事業所の数が少ない」こと、43.5%が「利用者がサービスの内容や利用方法を知らない」ことを課題としています。

地域のバランスを考慮しながら、整備促進を図ります。あわせて制度の周知により利用の促進を図ります。

(4) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

平成23年度末には19か所（定員230名）になる見込みです。

認知症の症状が重く、一般型デイサービスの利用が困難な方を中心に今後もニーズが高まるものと考えられます。家族のレスパイトケアの観点からも充実を図ります。

(5) 夜間対応型訪問介護

平成22年末には2か所目となる事業所が開設されました。現在の利用者の状況から新たな整備は行わず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とあわせて利用の拡大を図ります。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間定期巡回・随時対応サービス）—新規サービス

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービスとして創設されました。

月30回以上訪問介護を利用する方の状況や特別養護老人ホームの待機状況などからニーズは高いと考えられます。国の動向を踏まえつつ、積極的に検討します。

なお、利用者による選択が可能となるよう、圏域ごとに複数拠点の整備を検討します。

(7) 複合型サービス—新規サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスとして創設されました。1つの事業所から、サービスが組み合わせ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能といわれています。

一方で認められるサービスの組み合わせ等が明らかになっていないことから、国の動向を踏まえつつ、検討していきます。